

（財政上の措置）

第 1 9 条 県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【説明】

第 4 条に規定する県の責務を果たすため、具体的な事業の実施に必要な財政上の措置を講じることが明らかにしたものです。